

情報公開の推進に関する提言

(抄)

平成15年9月

千葉県情報公開推進委員会

目 次

情報公開の推進に関する提言

あるべき情報公開制度・・・・・・・・・・・・・・・・	1	
1 情報公開制度の意義		
2 地方公共団体の情報公開制度		
3 国等の情報公開制度		
4 現在の情報公開制度の問題点		
5 あるべき情報公開制度		
6 知事、実施機関、県職員及び制度利用者に 求められるもの		
千葉県における情報公開制度の問題点・・・・・・・・	3	
1 開示決定の長期化		
2 異議申立ての堆積		
問題点の要因・・・・・・・・・・・・・・・・	4	
1 開示決定の長期化		
2 異議申立ての堆積		
改革の方向性・・・・・・・・・・・・・・・・	5	
1 公開に向けての制度改革		
2 制度の運用への県民参加		
3 大量請求への対応		
4 大量請求と料金制		
5 異議申立ての処理		
6 既存の大量異議申立ての解決策		
* 情報公開審査会・情報公開推進会議・情報公開オンブズマン 相関図		} 略
* 大量請求に関する処理手順		
参考資料・・・・・・・・・・・・・・・・	15	

情報公開の推進に関する提言

千葉県情報公開推進委員会

あるべき情報公開制度

1 情報公開制度の意義

情報公開制度は、民主政にとって不可欠の制度である。行政に主権者たる国民、住民の意思を反映させるためには、その前提として国民、住民に行政情報が開示されていなければならない。正に情報は、民主政における通貨であり、民主政を活性化させるものである。

2 地方公共団体の情報公開制度

昭和57年3月山形県金山町に最初の情報公開制度が発足し、同年に神奈川県が都道府県レベルでは最初の情報公開条例である「神奈川県の機関の公文書の公開に関する条例」を制定した。その後、次々に全国の地方公共団体において情報公開条例（ただし、その名称は区々である。）が制定され、平成15年4月1日現在、情報公開条例をもつ自治体は2,937団体に達している。また情報公開の対象は執行機関に限らず、都道府県レベルでは、全自治体が、市区町村レベルでは2,837団体が、議会をも情報公開の対象としている。

千葉県においても昭和63年に「千葉県公文書公開条例」が制定され、平成10年から不開示情報である個人情報についての特例条例が、平成13年4月から現行の「千葉県情報公開条例」が施行されている。さらに知事ら県三役の交際費の執行状況が県のホームページで公開されるようになった。また、平成14年4月1日から「千葉県議会情報公開条例」が施行され、議会の情報公開が行われている。

3 国等の情報公開制度

平成11年5月、国の「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（いわゆる「情報公開法」）が制定され、平成13年4月より施行されている。

その情報公開法の制定を受け、平成13年11月には、同法の実施機関から除外された特殊法人についての情報公開法が成立し、裁判所においても「裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の基本的取扱いについて」（通達）及び「最高裁判所の保有する司法行政文書の開示等に関する事務の取扱い要綱」により、さらに公益的な性格を有する民間団体においても情報公開制度が実施されている。

4 現在の情報公開制度の問題点

以上、今日情報公開制度は、国、裁判所、地方公共団体、議会、特殊法人、さらに民間においてもその整備が進められている。しかしながら、現在の情報公開制度は、なお、国民、住民が十分に活用できる制度となり得ていないところがある。

情報公開制度が施行されて既に20年の月日が経過しようとしている。
本制度は、今日形式的、建前だけの存在ではなく、国民、住民の知る権利を充足し、民主政を活性化させる制度としての内実を有するものに発展充実させなければならない時期に来ている。

したがって、当委員会は、これからの情報公開制度のあるべき姿として以下の提案をする。

5 あるべき情報公開制度

- (1) 情報公開請求権が知る権利に基づくものであることが条例上明確にされ、知る権利が目的規定に明記されていること。
- (2) 当該条例が徹底した情報公開を目的としたものであることが明らかにされているとともに、その解釈、運用の指針となるガイドライン(手引)の内容も徹底した情報公開を目指すものであること。
- (3) 不開示情報は、必要最小限に止め、広範囲にわたらないこと。特に不開示情報の規定の仕方及び解釈運用は、県民の視点に立ったものでなければならず、公務員や法人の利益を県民の生命、身体、財産の安全、その他の利益に不当に優先するようなものであってはならない。
- (4) 県と関わりの深い出資法人(県が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人)の情報公開制度を見直し、改善すること。
- (5) 開示請求手続が簡易かつ廉価であるとともに、その後の諸手続が迅速に行われること。
- (6) 請求に対する不開示決定等の不利益処分については、条例上も実際の運用上も迅速な不服申立手続、救済手続が用意されていること。
- (7) 迅速な開示に対応できる文書管理システムが構築されていること。特に今日のIT社会化の下、開示請求対象文書の特定、開示請求手続、その他の諸手続がオンラインで行えること。
- (8) 制度の運用に関し不断に県民の意見を吸い上げる装置が確保されていること。
- (9) 制度の運用に携わる職員が情報公開制度に対する正確・公正な知識と経験を有していること。そのような知識と経験を習得するための研修等の環境が整っていること。
- (10) 行政情報の公表と情報提供が充実していること。

6 知事、実施機関、県職員及び制度利用者に求められるもの

以上が当委員会の考える、あるべき情報公開制度の基本理念である。真の情報公開制度の確立は、知事を筆頭に各実施機関及びそれに関わる県職員が情報公開制度の民主政における意義を十分自覚し、その自覚に基づいて本制度を解釈運用していく姿勢を不断に示していくことに求められる。情報公開に携わる県職員には、そのような自覚に基づいた責任ある権限の行使が期待される。例えば、千葉県情報公開条例は、その第10条において、公益上の理由による裁量的開示を認めているが、そのような責任ある権限の行使は、情報公開制度に対する深い理解と民主政に対する畏敬の念

がなければならず、そのための研鑽に努める必要がある。

情報公開制度は、従来の行政事務に付け加わった新たな業務であるが、今日、情報公開事務は、他の行政事務に劣らない重要な本務の一翼を担うものとなりつつある。また、ある開示請求がその開示請求者の個人的利益の追求のためのものであっても開示請求されるということ自体が適正な行政事務の遂行のための緊張感を実施機関に与えるのであって、どのような開示請求でも単に個人的利益のためのものにとどまらない面を有している。

他方、本制度を利用する側においても情報公開制度の適正、公平な運用を維持し、制度の発展を図る責務を負っているのであって、その権利を濫用する結果になってはならない。特に県民の負担する税金によって運営されている制度であることについて、県民としての責任を自覚し制度の適正な利用に努めることが必要である。

これからの情報公開制度は、行政と国民、住民とが適切な緊張関係を維持しながら発展させていくことが期待されている。

千葉県における情報公開制度の問題点

1 開示決定の長期化

平成13年廃止前の公文書公開条例では、実施機関は公開請求書を受理した日から15日以内に公開・非公開の決定をしなければならないとされていたが（第8条第1項）、やむを得ない理由のある場合の期間延長を認めていた（同条第5項）。しかし同条例は、延長期間を定めていなかった。その結果、大量に請求がなされたこともあって、平成9年度請求分で9年、同10年度分で6年9カ月、同11年度分で8年7カ月、という異常とも言える長期にわたって公開・非公開の決定がなされなかったものがあった。

平成13年施行の現行条例は、開示・不開示の期限を原則30日以内とした上、30日以内に限り延長を認めた。さらに開示請求対象文書が著しく大量であるため上記60日以内に開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれのある場合は、相当の期間内に開示決定等をすれば足りるとする特例延長を認めた（第14条）。その実施状況は、短いもので約2カ月、長いもので約6カ月という状況にある。

2 異議申立ての堆積

行政不服審査法に基づく異議申立ては、平成9年度以来毎年千件単位で行われ（ただし、平成13年度は200余件にとどまる。）、現在1万件を超える異議申立てが未処理のまま堆積している。

行政不服審査法に基づく異議申立ては、本来簡易迅速な権利の救済を目的として設けられた制度であるが、千葉県においては、少なくとも情報公開制度においては、その制度目的がほとんど機能していないといえよう。

問題点の要因

以上のような本県の情報公開制度の問題点の要因は、概ね以下のような要因によるものと思われる。

1 開示決定の長期化

(1) 組織体制の問題

開示請求に対応する組織の能力を超える大量請求が寄せられたためであるとともに、大量請求に十分適確に対応する組織体制が直ちには取りえなかったためである。

(2) 情報の公表、提供の問題

情報の公表、情報提供が不十分であること。

即ち、本来情報の公表や提供が十分になされているならば開示請求によらないですむはずのものが多数あるため、開示請求が大量になされてしまっているのである。

(3) 開示請求者側の問題

開示請求者の側が開示請求に不慣れなためにその請求者の目的とは関連しない行政文書を大量に請求してしまったり、また特定の行政行為、あるいは県政への不満を解消するために開示請求を行っているという請求もないではない。

(4) 特定の実施機関の問題

特定の実施機関の問題として、県教育委員会に対する開示請求が他の実施機関と比べ際立って多い。例年、全請求の約7割に達しているが、この教育委員会に対する大量の請求が全体としての開示決定の長期化を招いている。

2 異議申立ての堆積

異議申立ての多くは、不開示決定に対するものであるが、これも以下の複数の要因が絡みあって生じた問題である。

(1) 条例上の問題

開示請求者の視点からみれば、不開示事由が広すぎるため、それが受け入れることができずに異議申立てを行っている。

(2) 条例の解釈・運用の問題

条例の解釈・運用について実施機関と請求者の意見が対立しているため異議申立てを行っている。

(3) 審査会の問題

異議申立て件数に対して、本県の審査会の体制は当初不十分であった。現在1部会4名の委員による2部会制をとっているが、さらなる強化を検討すべきである。

(4) 異議申立ての方法又はその処理方法に問題がある場合

請求対象文書の内不開示情報ごとに異議申立てを行ったために異議申立て件数が請求件数の十倍前後になり、その結果処理が困難となっている。また、同種の行政情報であるにもかかわらず、形式的に独立別個

の異議申立てとして対応、処理されていたため、効率的な処理が困難となっている。

なお、以上の諸要因のうちには、現在は改善された部分があるが、一層の処理上の工夫が求められる。

(5) 特定の実施機関の問題

開示決定の長期化で指摘した教育委員会における問題は、異議申立ての堆積問題でも同様である。教育委員会の決定に対する異議申立ては、多い年は、全異議申立てのうちの9割を占めたこともある。

以上のような諸要因を考慮し、以下そのための対応策を提案する。

改革の方向性

本県の情報公開制度における問題点とその要因については、上記に述べてきたとおりであるが、これらを解消し、情報公開を一層推進するためには様々な側面からの改革が必要である。

以下に改革の方向性を提言する。

1 公開に向けての制度改革

(1) 知る権利の明記

現行条例（＝「千葉県情報公開条例」）では、その前文に知る権利が明記されてはいるが、前文の法規範性については争いのあるところであり、必ずしも個別の条項の解釈・適用の指針となることに意見の一致を見ていない。

また、開示請求権は、県民の「知る権利」を保障するものであり、情報公開制度の制度目的がその知る権利に奉仕するものである以上、その旨を目的規定で明らかにすべきである。

そこで、条例の目的規定（第1条）に知る権利を明記し、開示請求権が県民の知る権利を尊重するものであることを規定すべきである。

(2) 個人情報の規定

現行条例においては、個人情報に関する不開示情報について、「特定の個人を識別できるもの」としていわゆる個人識別型を採用している。

これは、個人のプライバシーを最大限に保護する必要性から、その概念が法的にも社会通念上も未だ明確になっていない状況のため、広く個人に関する情報について、特定の個人を識別できる情報を不開示としたと説明されている。

しかしながら、プライバシーをめぐる裁判例も多数存在する現在において、本来の保護法益を超えて特定の個人を識別できる情報を不開示としていることは、不開示情報の範囲が広くなりすぎており、情報公開制度の利用者からみれば、少なからず不満のあるところである。また、本

県の情報公開制度の年次報告によれば個人情報が開示とされる割合が高いことから、大量の異議申立ての原因とも考えられるところである。

そこで、個人識別型からいわゆるプライバシー保護型へ移行すべきであり、条文としては個人識別型を採る場合であっても、不開示情報の範囲をプライバシー保護型に準じて限定すべきである。

(3) 公務員情報と個人情報

現行条例において、個人識別型の不開示情報の例外として公務員の職務の遂行に係る情報のうち、職及び職務遂行の内容に係る部分を開示すべきものとしている。

また、特例条例（＝「千葉県情報公開条例第8条第2号又は第3号に該当する情報について開示の特例を定める条例」）により、県の職員の氏名及び食糧費の支出を伴う懇談会等に係る出席者の氏名等を開示している。

この特例条例は、具体的な開示・不開示の判断を行わず該当情報を一律的に開示するものであり、これまで本県における情報開示度を高める役割を果たしてきたことは否定できない。

しかしながら、該当情報の開示が特例的であるとする扱いは原則開示の現行条例のもとでは、運用面で弊害を生じること懸念され、法体系の面でも重層的であり好ましくない。

そこで、千葉県職員の公務に係る情報は、職氏名・職務内容とも原則公開の趣旨を徹底するため、特例条例を廃止し、その内容を現行条例と一体化させるべきである。

(4) 不開示理由記載のあり方

解釈運用基準（＝「情報公開事務の手引」）によれば、不開示情報が明らかにならない限度でできる限り具体的に記載しなければならないとされている。

実際の運用では、不開示とする根拠規定、適用部分（理由）と不開示情報の項目が特定できる程度が記載される場合が多い。

不開示理由は、請求者が異議申立てを行うかどうかについて、的確な判断をするために必要不可欠な事項であるが、現在の運用がその意味で十分であるとは言い難く、安易に定型的な記載となる傾向がある。特に不存在による不開示決定の理由記載は不十分なものが多く見受けられる。

しかしながら、実施機関が今以上に個別具体的な不開示理由を記載することは、判断基準の集積、整理が必要であることも事実であろう。

そこで、不開示理由の記載については、より具体的な判断基準の集

積、整理を行い、請求者に対して必要十分な記載を行えるよう努めるべきである。

なお、この趣旨の判例としては、最高裁判所平成4年12月10日判決（平成4年（行ツ）第48号）があり、この判例に則って不開示理由を記載すべきである。

(5) 存否応答拒否処分の基準の明確化

存否応答拒否処分は現行条例において制度化されたものであるが、請求のあった文書が存在するか否かも答えないというものであり、部分開示等の場合と比較して、処分に対する救済が困難となる側面がある。

したがって、この制度の濫用が許されないことはいうまでもなく、適用される範囲はごく限られた場合に限定されるべきである。

現行条例では、存否応答拒否できる場合を「行政文書が存在しているか否かを応えるだけで、不開示情報を開示することとなる時」として、解釈運用基準では各不開示情報に応じて5つの具体例を例示している。また、平成13年度、14年度の2ヵ年で10件の適用事例があることは、その適用が必要以上に広範囲にわたっている印象を払拭しきれない。

そこで、存否応答拒否処分の適用範囲を 特定個人の生命、身体若しくは名誉が侵害される場合や 犯罪の予防、捜査に支障をきたす場合などに限定すべきである。

また、濫用の歯止めとして、上記、 以外の事由で適用する場合には、情報公開オンブズマン（後述）との事前協議を要件とするなどの手続を検討すべきである。

(6) 審議会等の公開の推進

本県における審議会等の数は、要綱等により設置されたものを含め、平成14年8月現在232に上っているが、このうち会議を非公開としているものは約70%に達し、会議録まで非公開とするものも約40%存在する。

一層の情報公開を進めようとするときに、審議会等の会議や会議録の公開度が向上しないことは、大きな問題点として指摘せざるを得ない。

これまで、審議会等の公開については設置目的や審議内容等を勘案して当該審議会等で決定するものとされてきたが、県では新たに「審議会等の設置及び運営等に関する指針」を定め、原則公開の姿勢を打ち出したところである。

しかしながら、これはあくまで「指針」として定められたものであり、その規範性は極めて弱いと言わざるを得ず、一層の情報公開の推進のためには、原則公開の趣旨を条例上明記する必要がある。

そこで、審議会等の会議の原則公開を条例上明記するとともに、会議の開催の周知や会議録の作成等についても、運用面の定めを整備すべきである。

(7) 情報提供の一層の推進

県政への県民参加を促進するためには、県民が欲しいと望む情報を開示請求を行うまでもなく、適時に手に入れることができるように、県が保有する情報の積極的な提供を推進して行くことが必要であり、これは、結果として大量請求の減少にもつながる重要な施策である。

現行条例は第27条で、実施機関が情報提供施策の拡充に努めるべきことを規定しており、県ではこれに基づき「県政情報の公表に関する要綱」や「行政資料有償頒布実施要綱」を定め、平成13年度から文書館行政資料室において県の重要な基本計画や主要事業の状況等の県政情報の公表や行政資料の有償頒布を実施している。

しかしながら、「県政情報の公表に関する要綱」により提供される情報は平成14年度で500件に満たない状況であるうえ、単一の施設による公表であることから、決して十分なものとは言えず、インターネットによる情報提供も各実施機関の判断により行われており、さらに有効な情報提供の施策を構築する必要がある。

そこで、情報提供の一層の推進を図るため、組織的・統一的に有効な情報提供施策を構築すべきである。

また、開示請求に応じて開示された行政文書を、それ以後、閲覧に供するなどの施策も併せて推進すべきである。

(8) 知事の姿勢の明確化

堂本知事が就任以来、「徹底した情報公開」を政策の柱として打ち出し、交際費のホームページによる公表や予算編成過程の公表など、限界事例について公表を推進してきたことは評価すべきことである。

しかしながら、現行条例の運用面で依然として公開度が低いとの指摘があることも事実である。

そこで、類例のない事案や限界事例について、知事が自ら開示・不開示の方向性を示して、一層の情報公開の推進に努めるべきである。

また、情報公開審査会や情報公開推進会議(後述)が制度改善を知事に適時に提案できる仕組みを設けるべきである。

2 制度の運用への県民参加

(1) 情報公開推進会議(仮称)の設置

情報公開制度の適正・円滑な運用を行い、情報公開をさらに推進して行

くためには、制度利用者である県民の意見を取り入れて行くことが必要と思われる。

現在、制度の運営に関する重要事項の調整を行い、制度の在り方に関する基本的事項の協議を行う組織としては「千葉県情報公開・個人情報保護運営委員会」があるが、庁内組織であり県民の参加を認める形とはなっていない。

そこで、情報公開の在り方について県民の声を反映させることを目的とする「情報公開推進会議（仮称）」を設置することを検討すべきである。

メンバーとして、学識経験者、県民を入れるべきである。

その際、情報公開制度を現実に利用している県民をも入れるべきである。

なお、県議会議員をメンバーに入れることについては、制度の改善について県議会に意見を反映させる仕組みとして望ましいとする意見と、千葉県議会情報公開条例に係る当事者性等から消極的な意見の両論がある。

(2) 情報公開オンブズマン（仮称）の設置

本県の情報公開制度の円滑な運用の阻害要因となっている大量の異議申立ての堆積等の問題は、制度的な問題よりも開示請求事案の処理における運用面での対応や、窓口対応における開示請求者と実施機関との意思疎通の不足等からトラブルに発展した結果と見ることもできる。

開示請求者と実施機関等とのトラブルを未然に防止するためには、両者の言い分を公平な立場で聴取でき、調停機能を有する第三者機関を設置することが必要と考えられ、申立てのあった事項について情報公開の運用面の改善等に活かして行くことが、情報公開の推進のために有効であると思われる。

そこで、申立てを受けて開示請求事案の処理・窓口対応に問題がなかったかを調査検討する機関として「情報公開オンブズマン（仮称）」を設置することを検討すべきである。

なお、申立ては開示請求者のみならず、請求を受けた実施機関からも行うことができるとし、必要に応じて開示請求者から事情を聴いた上、開示請求者の請求が適正かどうかの初期的・第1次的判断を行うことができるようにすべきである。

「情報公開オンブズマン（仮称）」は調査検討の結果、改善が必要と認めたときは実施機関又は開示請求者に所要の改善措置を求めるとともに、「情報公開推進会議（仮称）」の構成員として一般的な制度改善が必要な場合には「情報公開推進会議（仮称）」に提案するものとする。

「情報公開オンブズマン(仮称)」は、情報公開制度について知識、経験を持つ弁護士等の学識経験者が望ましい。

3 大量請求への対応

(1) 文書管理システム等の充実

大量請求は文書管理と表裏の関係にあり、開示請求者は自身で知りたい情報に係る行政文書を容易に特定できないために、大量請求につながっている側面があり得る。

現在、行政文書分類表及び行政文書目録の写しを総合窓口及び出先機関窓口へ備え置いているが、検索の利便性が十分でなく、活用されているとは言い難い。

そこで、IT化を進めインターネットのホームページ上で検索できるようにするとともに、保存期間の見直しをはじめ、文書管理の在り方の改善を検討すべきである。

なお、平成15年度からは行政文書目録を電子データ化し、インターネットのホームページ上で検索できる「行政文書目録閲覧システム」を稼働予定であるが、開示請求者の検索の利便性向上のためには一層の充実が必要である。

また、検索の利便性と並んで、窓口において実施機関と開示請求者が相互を信頼し、行政文書の特定に努めるシステムを整備することが重要である。

(2) 大量請求への対処

本県は全国的に見ても請求件数が多く、上位10名による請求が全体の約80%を占めるなどの特異性がある。

上位者による請求は、請求回数が多いことに加え、「・・・に関する一切の文書」という網羅的な請求が認められ、結果的に特定される行政文書の件数が大量になるケースが多い。

現在、「大量請求」とはどのような請求を指すのか明確な基準がないが、著しく大量の請求があった場合には、他の開示請求者の請求に係る開示事務が影響を受けたり、実施機関の通常業務が著しく圧迫されるという問題が発生する。

大量の請求で問題とすべき類型は以下のように分類が可能であるが、現行条例第6条に規定する権利濫用の禁止の規定を適用した事例はない。

意図的大量請求

対象文書を限定してほしいとの実施機関の要望に応じないで、合理的な理由なく敢えて大量請求を行う場合

害意ある大量請求

実施機関の事務遂行能力を減殺する目的や特定の個人を誹謗、威圧

攻撃する目的で請求を行う場合

これらの大量請求があった場合、現行条例の適正運用が阻害される可能性が大きく、何らかの対処方法の必要性が認められるところである。

そこで、条例上、大量請求を理由とする開示請求の拒否処分を認める可能性を検討すべきである。

この際、拒否処分が恣意的になされないよう、手続面を整備した「特別条項」(情報公開オンブズマン(仮称)の関与、開示請求者からの意見聴取等)を置くことを検討すべきである。

なお、どのような請求が「大量請求」に当たるかの具体的な例示を示すとともに、「知る権利」を制限するという意味で例外的なものであることを明記し、慎重な運用が求められる。

4 大量請求と料金制

現在、開示に関する手数料は徴収しておらず、写しの交付に際しての複写料金を実費として徴収しているのみである。

本県における情報公開制度には、現在、開示期限が長期化していること、大量の異議申立てが堆積していることなどの問題があることは、上記のとおりであり、その要因の一つとして、一部の請求者による大量の開示請求が行われていることがあるというべきである。

この大量請求を抑制する意味で手数料を賦課することも一つの方法と考えられる。

また、情報公開事務に年間約4億円の経費が費やされている現状がある。

手数料徴収については、まず、請求一般に新たに手数料を課すことについては、情報公開制度の活用には制限を加えるものであり、認められない。

したがって、手数料賦課の対象は大量請求に限って行わなければならないが、大量請求とそれ以外の請求との区分けの基準の設定、運用は困難であり、ややもすると一般の請求に制限を加えかねず、この問題点を解消しない限り、料金制によって大量請求を抑止することはできない。

また、3(2)に述べた大量請求に対する拒否処分の制度と、料金制による抑止は互いに競合するものであり、いずれかの制度を採用した場合には、他方の制度は導入するべきではない。

5 異議申立ての処理

(1) 裁決・決定の迅速化

異議申立てに対する決定は附属機関として設置されている千葉県情報公開審査会の答申を受けて行わなければならないが、大量の異議申立てが行われていることもあり、諮問から答申までに長いもので4ヵ年を超える期

間を要する状況である。

平成14年度から情報公開審査会委員を増員し、2部会制にするなど審議の促進を図り効果をあげているところではあるが、異議申立ての速やかな処理を行うためには、情報公開審査会の更なる充実強化を図る必要がある。

そこで、情報公開審査会の充実・強化を図るため委員の増員と常勤化（地方自治法に適合する範囲内）を検討すべきである。また、そのために委員報酬を増額し、適切な処遇を行うべきである。

- (2) 合併審査、審理順番の変更や大量異議申立てに係る審査方式の特例
大量請求や大量の異議申立てに係る審査は、併合して行うための準備等もあり、他の異議申立てが影響を受け実質的な救済を受けられないようになることを防止するため、調整の上、審理の順番を配分している。
しかしながら、大量の異議申立ての処理を進めるためには、併合審査など一層柔軟で能率的な審査方式を採用する必要があると認められる。

そこで、大量の異議申立てや繰り返し部分の審査は、併合審査を一層進めるとともに、簡易な審査で結論を出す運用を行うべきである。
なお、併合した案件や審理の順番については、公表することを検討すべきである。

6 既存の大量異議申立ての解決策

情報公開審査会の充実強化や簡易審査による審査の促進を行うだけで、本県が抱える1万件を超える大量の異議申立ての処理を進めるのは限界があると思われ、何らかの抜本的な解決策が必要である。

そのためには、異議申立人と実施機関の双方が解決に向けて十分な協議を行うことが現実的で有効であると考え、特に開示請求や異議申立てが集中している教育委員会に見るように、異議申立ての当事者同士での協議には長年の経緯から様々な障害があると思われる。

そこで、新たに設置される「情報公開推進会議（仮称）」や「情報公開オンブズマン（仮称）」などの第三者機関に解決へ向けての整理を依頼し、類似申立ての取下げ等の解決を図るべきである。